

平成２７年度 第８回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(グループホーム創設及び大規模修繕 審査)

■ 開催日時	平成２８年２月１２日（金） １３時００分～１７時３０分
■ 会 場	堺市役所本館地下１階Ａ会議室
■ 出席委員	会 長 （堺市生活福祉部長） 河村 寛之 委 員 （関西大学 人間健康学部 教授） 狭間 香代子 委 員 （関西福祉科学大学 社会福祉学部 准教授） 成清 敦子 委 員 （税理士） 森島 憲治 委 員 （堺市長寿社会部長） 隅野 巧 委 員 （堺市障害福祉部長） 南 正己
■ 事 務 局	(健康福祉総務課) 参事 眞鍋 昭生 他
■ 事 業 課	(障害者支援課) 課長 長尾 正志 他
■ 案 件 名	(１) グループホーム創設に係る審査及び選定について (２) 大規模修繕（老朽化対策）に係る審査及び選定について (３) 大規模修繕（スプリンクラー整備）に係る審査及び選定について

発言者	内 容
事務局	開会 平成２７年度第８回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	配布資料の確認
事務局	会長及び委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	<該当者なし>
事務局	案件説明
会長	職務代理者の指名 隅野委員を職務代理者に指名します。

事務局	審査会趣旨及び目的と守秘義務についての説明
会長	それでは「グループホーム創設の書類審査」の審査方法（案）及び審査基準（案）について、事業課から提案・説明をお願いします。
事業課	（１）グループホーム創設の審査方法及び審査基準の説明 「障害者グループホーム創設」の審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅲまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「土地・建物・資金計画に関する事項」、Ⅲが「運営に関する事項」で、合計２００点となっております。 各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく概要説明と法人面接審査結果に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けしていただきます。 今回、応募法人が２件ですので、順位付けを行います。各委員は法人ごとに評価点を記入します。ご記入が終わりましたら、事務局にて順位点をつけます。 今回の審査案件は２件ですので、委員ごとに評価点の高い案件は順位点２点、低い案件は順位点１点を付与します。 次に、全委員の順位点を合計します。この順位点の合計点数が高い法人を１位、低い法人を２位とします。 順位点が同点の場合は、各委員の評点を合計した総合得点で判断します。順位点、総合評価点とも同点の場合は、審議のうえ、委員の多数決で決定します。 ただし、各委員による評価点が基準点１００点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないことになっております。 ここで審査基準の改正案をお示しさせていただきます。 大項目Ⅱ「土地・建物・資金計画に関する事項」、Ⅲ「運営に関する事項」の一部中項目において、前は５段階評価としましたが、それでは複数案件が同点になり、優先順位がつけられなくなるおそれがあるとの指摘がありました。そこで今回は、各中項目内で配点を複数の小項目に細分化したうえで、その小項目ごとに配点の範囲内で各委員が裁量点を付与する方式に変更しました。 以上が今回の審査基準の説明と改正案でございます。 改正案につきましては本審査会におきましてご承認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	「グループホーム創設」の審査基準についての説明は以上です。 審査方法（案）、審査基準（案）の説明についてはよろしいでしょうか。なにか質問等がありますか。

委員	<質問なし>
会長	事業課より示された、審査方法（案）及び審査基準（案）について承認することに異議ありませんか。
委員	<異議なし>
会長	異議なしと認め、審査方法及び審査基準を原案のとおり承認します。
会長	それでは、ただいまより書類審査を行います。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	グループホーム創設案件２件（Ａ法人、Ｂ法人）について説明
会長	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	Ａ法人について （１）グループホームの設備基準について Ｂ法人について （２）土地の規模・形状について （３）立地条件について 以上のことについて確認した。
会長	それでは、グループホーム創設の書類審査を終了します。
会長	（２）大規模修繕（老朽化対策）の審査方法及び審査基準の説明 つづいて、「大規模修繕の書類審査」を始めたいと思います。審査方法（案）及び審査基準（案）について、事業課から提案・説明をお願いします。
事業課	大項目として、Ⅰ～Ⅳまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱ「土地・建物・資金計画に関する事項」、Ⅲが「整備の必要性に関する事項」、Ⅳ「運営に関する事項」で、合計２００点となっております。 各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく概要説明に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、配点の範囲内で点数付けしていただきます。 大規模修繕案件については、今回各委員の皆さまに１件を選定していただきます。 今回、応募法人が１件ですので順位付けは行わず、対象外となる場合以外は自動的に当該応募法人を審査会としての選定法人として決定いたします。 ただし、各委員による評価点が基準点１００点に満たないものが委員の過半数

	の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないことになっております。 ここで先ほどのグループホーム創設の審査基準と同じく、改正案をお示しさせていただきます。 大項目Ⅳ「運営に関する事項」につきまして、前回は５段階評価としましたが、グループホーム創設と同じく、複数案件が同点になり、優先順位がつけられなくなるおそれがあるとの指摘がありました。そこで今回は、各中項目内で配点を複数の小項目に細分化したうえで、その小項目ごとに配点の範囲内で各委員が裁量点を付与する方式に変更しました。 以上が今回の審査基準の説明と改正案でございます。 審査基準の改正案につきましては本審査会におきましてご承認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 「大規模修繕」の審査基準についての説明は以上です。
会長	審査方法（案）、審査基準（案）の説明についてはよろしいでしょうか。なにか質問等がありますか。
委員	<質問なし>
会長	事業課より示された、大規模修繕の書類審査の審査方法（案）及び審査基準（案）について承認することに異議ありませんか。
委員	<異議なし>
会長	異議なしと認め、審査方法及び審査基準を原案のとおり承認します。 それでは、書類審査の書類審査に入ります。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	案件（１件、法人Ｃ）について説明
会長	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	（１）整備の必要性について （２）基本的な考え方と展望について （３）自己資金について 以上のことについて確認した。
会長	それでは、大規模修繕の書類審査を終了します。 （３）大規模修繕（スプリンクラー整備）の説明

会長	次に、「スプリンクラー整備」の書類審査について、事業課から説明をお願いします。
事業課	大規模修繕の一種として、今回「スプリンクラー整備」を設けました。これは、平成27年4月に消防法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、一部のグループホームにスプリンクラー設置が義務付けられたことから、今回本補助の対象に加えたものです。今回の3件は、いずれも消防署の立ち入り検査の結果、スプリンクラー設置義務が課された施設です。 案件（3件：法人D 2件、法人E 1件）について説明
会長	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	<質問なし>
会長	それでは、スプリンクラー整備の書類審査を終了します。 面接審査の開始時刻まで休憩とします。 <休憩> 面接審査
会長	定刻になりましたので、面接審査を始めます。進行について、事業課から説明をお願いします。
事業課	面接審査の対象はグループホーム創設2法人、大規模修繕1法人の合計3法人です。出席者は各法人の代表者と施設長、またはそれに準ずる者の2名です。 まず法人から3分のプレゼンテーションを行い、その後委員と法人による質疑応答とし、法人ごとに20分を予定しています。
会長	では、面接審査を始めます。
	A法人入室 A法人出席者紹介
会長	面接審査の趣旨説明 A法人面接審査
委員	(1) 障害者の虐待防止について

	(2) 職員の離職防止について (3) 立地条件について (4) 部屋等の配置関係について (5) 資金計画等について 以上のことについて確認した。
会長	続いて、B法人の面接審査を行います。 B法人入室 B法人出席者紹介
会長	面接審査の趣旨説明 B法人面接審査
委員	(1) 障害者の虐待防止について (2) 職員の離職防止について (3) 基本的な考え方と展望について (4) 資金計画等について 以上のことについて確認した。
会長	続いて、C法人の面接審査を行います。 C法人入室 C法人出席者紹介
会長	面接審査の趣旨説明 C法人面接審査
委員	(1) 障害者の虐待防止について (2) 職員の離職防止について (3) 地域等との交流について (4) 資金計画等について 以上のことについて確認した。
会長	すべての法人の面接審査が終了しました。何か質問はありますか。
委員	<質問なし>

会長	採点をお願いします。
	<採点>
会長	採点表を回収し、集計に入ります。
	<集計>
会長	それでは、集計ができましたので結果を発表いたします。 まずはグループホーム創設から発表いたします。 第1位 社会福祉法人コスモス 第2位 社会福祉法人関西福祉会 評価点が100点未満の委員は0人でした。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	<異議なし>
会長	続きまして大規模修繕の結果を発表いたします。 老朽化対策1件について、評価点が100点未満の委員は0人でしたので、 当審査会として社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団を選定いたします。 併せて、スプリンクラー整備3件についても、特定非営利活動法人自立フロンティアズ 1件および特定非営利活動法人自立生活センターマイロード 2件を選定します。 この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	<異議なし>
事務局	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。 閉会